



平成 21 年 7 月 13 日

各 位

株 式 会 社 ゼ ク ス
代 表 取 締 役 社 長 平 山 啓 行
(コード番号：8913 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 増 田 達 哉
電 話 番 号 03-6890-1020(代表)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 18 日付（訴状到達日：平成 21 年 7 月 8 日）で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1) 商 号 株式会社富士薬品
- (2) 所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 383 番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 高柳 昌幸

2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

株式会社富士薬品（以下、「富士薬品」といいます。）の主張は次の通りであります。

- (1) 当社が、本来、価値の無い特定目的会社芦屋シニアレジデンス（以下、「芦屋シニアレジデンス」）の優先出資証券を富士薬品に買い取らせ損害を与えた。
- (2) 優先出資証券の配当を受け取る見込みもなく損害が発生することは明らかである。

3. 訴訟の内容及び請求金額

優先出資証券相当額 30 億円の損害ならびに富士薬品が訴訟代理人弁護士大久保理（以下、「大久保弁護士」といいます。）に支払った着手金 1000 万円、富士薬品が大久保弁護士に約束している成功報酬 1 億 2,738 万円を支払えというのが原告である富士薬品の主張であります。

4. 今後の見通し

当社は、平成 20 年 8 月 29 日付リリース「固定資産の譲渡に関するお知らせ」のとおり、富士薬品が出資する芦屋シニアレジデンスとの間で不動産売買契約を締結し、不動産を譲渡いたしました。また、同日付リリース「子会社の異動に関する基本合意書締結のお知らせ」のとおり、富士薬品との間でチャーミング・スクエア芦屋を運営する株式会社チャーミング・スクエア芦屋の運営譲渡を前提とした法的拘束力のある株式譲渡に関する基本合意書を締結いたしました。なお、現在は、平成 21 年 2 月 19 日付リリース「㈱チャーミング・スクエア芦屋の株式買戻し並びに株式譲渡契約締結に関するお知らせ」のとおり当該株式の一部を買戻し、株式会社日建がメインスポンサーとなって事業の運営を行っております。

当社は、富士薬品の当該不動産譲渡に関し優先出資証券を購入させられ、発生してもいない損害が明らかだとの主張は荒唐無稽であり、かつそこで生活を送る入居者様の存在を無視するものであることから、断固抗議に値するものと考えます。

当社は、正当な手続きに則り、芦屋シニアレジデンスへの不動産譲渡を行っており、富士薬品の主張するような損害を与えた事実は一切ありません。また、当社は一連の取引において当社が受けた損害について、富士薬品に対し反訴する予定であり、現在、弁護士と協議しております。

本件による当社業績への影響は現時点では明らかではありませんが、影響がでることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上